勝間小学校　地震対策計画・南海トラフ地震対策計画

令和４年４月１日

地震が発生した場合の対応

１　教職員の動員体制と学校災害対策本部の業務内容

（１）教職員の動員体制

〇第一次配備

配備基準	・三豊市内で震度４の地震が発生したとき		
総括（校長等）		教職員	
在校時・登下校時	在　宅　時	在校時・登下校時	在　宅　時
直ちに配備につく。	直ちに勝間小学校に赴いて配備につく。	各班長は、直ちに配備につく。他の者は業務の補助を行う。	各班長は、直ちに勝間小学校に赴いて配備につく。他の者は、できる限り勝間小学校に赴き、業務の補助を行う。

〇第二次配備

配備基準	・県内で震度５弱又は５強の地震が発生したとき ・東南海地震の単独発生を受けて災害対策本部が設置されたとき		
総括（校長等）		教職員	
在校時・登下校時	在　宅　時	在校時・登下校時	在　宅　時
直ちに配備につく。	直ちに勝間小学校に赴いて配備につく。	各班長は、直ちに配備につく。他の者は業務の補助を行う。	各班長は、直ちに勝間小学校に赴いて配備につく。他の者は、できる限り勝間小学校に赴き、業務の補助を行う。

〇第三次配備

配備基準	・県内で震度６弱以上の地震が発生したとき ・香川県に大津波警報が発表されたとき		
総括（校長等）		教職員	
在校時・登下校時	在宅時	在校時・登下校時	在宅時
直ちに配備につく。	直ちに勝間小学校に赴いて配備につく。	全教職員は、直ちに配備につく。	全教職員は、直ちに勝間小学校に赴いて配備につく。

（２）学校災害対策本部の業務内容

市の災害対策本部設置時に、学校災害対策本部（以下「本部」という）を設置するものとし、その組織形態及び業務については、概ね次のとおりとする。

（○:班長）

総括・搬出班　　校長・○教頭・教務・事務・用務・SSS

・校内放送等による連絡や指示
・応急対策の決定
・各班との連絡調整
・学校の設置者、市町、ＰＴＡ等との連絡調整、報告
・報道機関等との連絡、対応
・情報収集
・非常持出し品の搬出
・記録日誌の記入

避難誘導班　　○小野・明地・香川・山地・森

・揺れがおさまった直後に負傷の程度を的確に把握し本部に報告
・安全な避難経路を使っての避難誘導
・行方不明の児童等、教職員を本部に報告
・安全な避難経路を使っての避難誘導

警備・消火班　　○矢野・戸倉・村田

・被害状況の把握
・初期消火、安全点検
・施設等の構造的な被害程度の調査及び本部への報告
・避難、救助活動の支援

救　護　班　　○合田・磯崎け・安藤・齋藤・磯﨑の・前川

・応急手当の実施
・応急手当備品の確認
・負傷や応急手当の記録
・負傷者等の医療機関への送致・連絡
・負傷者の救出、救命
・負傷者や危険箇所等の通報
・負傷者や危険箇所等の確認及び通報

通報連絡班　　〇教頭・各担任・事務

・引き渡し場所の指定
・児童等の引き渡し作業（保護者や後見人が到着後すぐに）
・身元確認

応急復旧班　　〇石川・西川・岸上

・被害状況の把握
・応急復旧に必要な機材の調達、管理
・危険箇所の処理及び立入禁止措置
・避難場所の安全確認

避難所支援班　　〇教頭・教務

・市及び関係する自主防災組織等と連携して、避難所の運営支援

地震が発生した場合の基本対応

（１）在校時

安全確保

教職員

・落下物、転倒物、ガラスの飛散等から身を守るよう指示する。
★★的確な指示：「頭部の保護」「机の下にもぐる」「机の脚を持つ」★★
・使用している火気の消火、出口の確保をする。
《揺れがおさまったら》
・火を消す。ガスの元栓を締める。電気器具のコンセントを抜く。

児童等

【教室】
・机の下にもぐり、落下物等から身を守る。
・あわてて外へ飛び出さない。窓や壁際から離れる。
【廊下・階段】
・できるだけ中央で伏せ、蛍光灯やガラス等の落下物から身を守る。
【体育館】
・中央部に集まり、頭部を保護し、姿勢を低くする。
【運動場】
・落下物や倒壊の危険性のある物から離れ、運動場南側に避難する。
《揺れがおさまったら》
・防災ヘルメット、防災頭巾を机の下でかぶる。
・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。

避難誘導

総括（校長等）

・全校生に避難指示をする（運動場南側）。

（通電時：校内放送、停電時：ハンドマイク）

教職員

・児童の状況を速やかに掌握する。
・出席簿等を携行し、避難誘導を開始（上履き等をはかせる）する。
・避難途中、普通教室以外の場所にいる児童の所在に十分留意する。
・落下物に注意し、頭部を保護させるよう指示する。
・児童の不安を緩和する。
・援助を要する児童等への対応には十分配慮する。（特別支援学級担任中心）

★★的確な指示：「押さない、走らない、しゃべらない、もどらない」★★

・負傷者の有無の確認及び応急手当を行う。
・校内にいる人員を把握する。

児童等

・頭部を保護し、荷物を持たずに上履きのまま行動する。
・避難の途中で教室に戻ったり、集団・隊列から離れたりしない。
・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。

安否確認

教職員

・人数と安否を確認し、本部に報告する。

＊学級ごとに整列させる。

・負傷者の確認と応急手当を行う。
・病院等の医療機関との連携を図る。
・児童等の不安を緩和する。

○児童等が安全に避難した後の学校の対応

学校災害対策本部設置

総括（校長等）・教職員

・役割分担に従って行動を開始する。
・避難所支援班を設置し、避難住民への対応を開始する。

被害状況把握

教職員

・施設の被害状況を調査し、本部に報告する。
・安全確認、危険箇所の立入禁止措置等を行う。
（張り紙、ロープなど）

情　報　の 収集・伝達	**総括（校長等）** ・被害状況等の調査結果を学校の設置者に報告する。 ・校区内の被災状況の確認に努める。（市、自主防災組織と連携）
状況に応じた 児童生徒等の 保護者への 引き渡し	**教職員** ・保護者へ連絡をとる。 保護者会で説明（児童の引渡し方法確認） 「震度５以上の地震が発生し、電話・メールでの連絡ができない状況になった場合、児童は学校に保護しているので、保護者の方は道路等の安全を確認したのち迎えをお願いします。」　（津波等の警報が継続している場合は、児童の引渡しは行いません。学校で保護しておきますので、保護者の方も、警報継続中は、避難しておいてください。）
状況に応じた 児童生徒等の 保護者への 引き渡し	・名簿でチェックし、児童を保護者に引き渡す。 ・保護者と連絡が取れない児童等は、学校で待機させる。 **児童等** ・帰宅後は、学校の指示、地域の取り決めに従って行動する。
火　元　の 確　　認	**教職員** ・出火を確認したら直ちに初期消火にあたる。 ・薬品類は発火等の危険が生じる場合があるため、特に注意する。
応急救護 ・ 救出救助	**教職員・児童等** ・養護教諭を中心に救護班を編成し救護に当たる。 ・市、医療機関等と連携して、重傷者の搬送等を行う。 ・安否確認・避難誘導班、救急医療班、救護班が連絡を取り合いながら行方不明者の安否確認を行う。 ・市、消防機関等と連携し、建物の倒壊等により生き埋めになった児童等の救出救助を行う。
地域自主 防災活動 への協力	**教職員・児童等** ・教職員は、可能な範囲で地域住民等の防災活動に協力する。 ・市、地域自主防災組織等と連携して、避難所運営支援に当たる。

（２）登下校時

安全確保

教職員

・すでに登校（園）している児童等に、落下物、転倒物、ガラスの飛散から身を守るよう指示する。

・避難誘導については、在校時と同じ対応をとる。

《揺れがおさまったら》

・火を消す。ガスの元栓を締める。電気器具のコンセントを抜く。

・登下校中の児童の安全確認をする。

児童等

・近くの公園、空き地等安全な場所へ避難する。

★ブロック塀、自動販売機等から離れ、頭部を保護し安全な場所に身を伏せる。

★崖下、川岸、橋の上、ガス漏れ箇所等から速やかに遠ざかる。

★ため池の決壊の恐れのある場合は、高台や頑丈な建物の３階以上の階に避難する。学校・自宅・指定避難所等の中でできるだけ高い所へ避難する。

★山津波や地すべりが考えられる場合は、安全な場所に避難する。

・学校へ避難した場合は、校庭等の安全な場所へ避難する。

・自宅に帰ったり指定避難所に避難したりした場合は、できるだけ早く学校へ連する。

○児童等が安全に避難した後の学校の対応

学校災害対策本部設置

教職員

・あらかじめ決められていた役割分担に従って行動を開始する。

・避難所支援班を設置し、避難住民への対応を開始する。

安否確認

教職員

・児童の所在を確認する。

・校内、通学路、避難場所を確認する。

被害状況把握

教職員

・施設の被害状況を調査し、本部へ報告する。

・安全確認、危険箇所の立入禁止措置を行う。

情報の収集・伝達

総括（校長等）

・被害状況等の調査結果を学校の設置者に報告する。

・校区内の状況の確認に努める。（市、自主防災組織と連携）

状況に応じた児童の保護者への引き渡し

教職員

・保護者へ連絡をとる。

保護者会で説明（児童の引渡し方法確認）

「震度５以上の地震が発生し、電話・メールでの連絡ができない状況になった場合、児童は学校に保護しているので、保護者の方は道路等の安全を確認したのち迎えをお願いします。（津波等の警報が継続している場合は、児童の引渡しは行いません。学校で保護しておきますので、保護者の方も、警報継続中は、避難しておいてください。）

・名簿でチェックし、児童を保護者へ引き渡す。

・保護者と連絡が取れない児童等は、学校で待機させる。

児童等

・帰宅後は、学校の指示、地域の取り決めに従って行動する。

（３）学校外の諸活動時

安全確保

総括（校長等）・教職員

・地形や周囲の状況を判断して、安全確保の指示をする。

・交通機関を利用している場合は、乗務員等の指示に従う。

・落下物、転倒物、ガラスの飛散から身を守るよう指示する。

・ため池の決壊の恐れのある場合は、高台や頑丈な建物の３階以上の階に避難するよう指示する。

・山津波や地すべりが考えられる場合は、安全な場所に避難するよう指示する。

児童等

・安全な場所に身を伏せる。

・教職員の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。

避難誘導

総括（校長等）・教職員

・揺れがおさまれば、最寄りの避難場所等の安全な場所に避難誘導する。

・交通機関を利用している場合は、乗務員等の指示に従う。

・児童の安全確認及び負傷者の応急手当を行う。

・テレビ、ラジオ、電話等で地元の被害状況を把握する。

・関係機関に救援を要請する。

児童等

・教職員とはぐれたときは、動き回らずに安全を確保する。

・不正確な情報に惑わされず、落ち着いて行動する。

〇児童が安全に避難した後の学校等の対応

情　報　の 収集・伝達 対応の決定	総括（校長等）・教職員（被災現場での対応） ・状況を学校に報告する。 ・県外にいる場合は、学校または教育委員会と連絡をとり、指示を受ける。 総括（校長等）・教職員（学校での対応） ・教育委員会への状況の報告とともに保護者へ連絡する。 ・教育委員会の指示を受け、地元公共機関へ救援を要請する。

（４）在宅時（児童等）

学校災害対策 本 部 設 置	総括（校長等）・教職員 ・配備基準に従って所属校に参集し学校災害対策本部を設置する。 ・参集した教職員は、あらかじめ決められた役割分担に従って、行動を開始する。
被害状況 把　　握	教職員 ・教職員の安否を確認する。 ・学校内にいる児童等の安否確認をする。 ・学校の被害状況を確認する。 ・児童等の安否確認をする。 児童等 ・できるだけ早く、状況について学校に連絡する。
情　報　の 収集・伝達 被害状況報告	教職員 ・地震規模、余震状況、二次災害等の情報を収集する。 ・安全確認、危険箇所の立入禁止措置を行う。 ・校区内の被災状況、危険箇所等の情報を収集する。 ・教育委員会に被害状況を報告する。

（５）児童等の保護者への引き渡し（保護者連絡班）

被害状況 把　　握	総括（校長等）・教職員 ・施設の被害状況を調査する。 ・安全確認、危険箇所の立入禁止措置を行う。
校 区 の 状況把握	総括（校長等）・教職員 ・通学路とその周辺の被害状況を把握する。 ・校区内の家屋の損壊状況や交通機関の運行状況を把握する。

★★下校の判断：「帰宅か保護か」「集団下校か引き渡しか」
情報収集を十分に行うとともに、児童等の自宅の地理的状況も考え判断する★★

状況に応じた 児　童　の 保護者への 引 き 渡 し	教職員 ・保護者へ連絡をとる。 保護者会で説明（児童の引渡し方法確認） 「震度５以上の地震が発生し、電話・メールでの連絡ができない状況になった場合、児童は学校に保護しているので、保護者の方は道路等の安全を確認したのち迎えをお願いします。（津波等の警報が継続している場合は、児童の引渡しは行いません。学校で保護しておきますので、保護者の方も、警報継続中は、避難しておいてください。） ・保護者不在の児童については、学校で待機させる。 ・名簿でチェックし、保護者に引き渡す。 ・連絡が取れない児童については、保護を継続する。

学校災害本部の設置

【総括（本部）】校長等

・校内放送等による連絡、指示
・応急対策を決定
・非常持ち出し品を搬出
・市の災害対策本部との連絡
・報道機関との連絡、対応
・記録日誌の記入
・ＰＴＡとの連絡調整
・情報収集

・緊急プラン　・学校の敷地図
・ラジオ　・ハンドマイク
・懐中電灯　・緊急活動の日誌
・災害電話機　・携帯電話

救急医療班

・応急手当の実施
・医療の援助の判断
・負傷や応急手当の記録
・応急手当備品の確認

・応急手当の備品
・健康カード　・担架
・水　・毛布

救　護　班

・担当区域で負傷者の搬出、救命
・学校施設内のチェック
・負傷者や危険箇所等の確認及び通報

・ﾍﾙﾒｯﾄ　・手袋
・丈夫な靴　・のこぎり
・ﾏｽｸ　・携帯電話
・かなてこ　・かなづち
・毛布　・担架

安否確認・避難誘導班

・揺れがおさまった直後に、負傷の程度を的確に把握・安全な避難経路で避難誘導
・行方不明の児童生徒等、教職員を本部に報告

・クラスの出席簿
・行方不明者の記入用紙（児童生徒等）

保護者連絡班

・引き渡し場所の指定
・身元確認
・保護者や後見人が到着した児童生徒等から引き渡し

・児童生徒等引き渡し名簿
・出席簿
・集合場所のクラス配置図

応急復旧班

・被害状況の把握
・応急復旧に必要な機材等の調達、管理
・危険箇所の処理
・危険箇所の立入禁止措置
・避難場所の安全確認

・ﾍﾙﾒｯﾄ　・被害調査票
・校内図　・ロープ
・標識

安全点検・消火班

・被害状況の把握
・初期消火
・安全点検
・施設等の構造的な被害程度を調査、本部への報告
・避難、救助活動の支援

・消火器　・ﾍﾙﾒｯﾄ
・道具セット　・手袋
・損害調査リスト

避難所支援班

・市及び自主防災組織と連携した避難所の運営支援

・マスターキー　・ラジオ
・バリケード　・ロープ
・テープ　・校内配置図
・保護者への指示（文書）

学校災害本部の対応

第一段階（地震発生時）

○　総括（校長等）は、校内放送（通電時）又はハンドマイクで対応を指示する。
　＊避難場所、避難経路等についての指示
○　警備・消火班は、それぞれの所掌事項に基づいて対応する。

第二段階（避難終了時）

○　教職員は、児童の人数確認と安否確認をする。
○　総括（校長等）は、学校周囲の状況把握を行う。
○　応急医療班、救護班を中心に、負傷者の確認と応急手当を行い、必要に応じて医療機関へ搬送する。
○　避難誘導班、警備・消火班、救護班はそれぞれの所掌事項に基づいて対応する。

第三段階（地震がおさまった時）

○　総括（校長等）は、テレビ・ラジオ・電話などで地元の地震情報や津波情報などを収集する。
○　警備・消火班、応急復旧班が中心となって、施設の被害状況を調査する。
○　応急復旧班は、安全確認・危険箇所の立入禁止措置を実施する。
○　総括（校長等）は、教育委員会に被害状況の報告し、指示を受ける。
○　学校から保護者に被害状況・引き渡し等について連絡する。
○　児童等を名簿でチェックし、保護者等へ引き渡す。
○　救護班、通報連絡班、応急復旧班、避難所支援班は、それぞれの所掌事項に基づいて対応する。

災害発生時の初期段階における学校の避難所支援の対応

1　避難所支援班の設置

□　避難所支援班の設置
□　避難所となる施設内（体育館、空き教室、グラウンド等）に、避難者による避難所運営本部の設置に協力

2　施設開放区域の明示

□　学校管理に必要な部屋の確保、施設開放区域の決定及び明示（校長室、事務室、職員室等の非開放区域を決定する。）
□　災害時要援護者への配慮（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等）

3　避難者の誘導

□　ホイッスル、腕章、ハンドマイク等を使用し誘導

4　初期のライフライン関連事項の対応

□　し尿処理
□　トイレの使用可能状況を調査〈水が出ないが排水管が使用可能な場合〉
□　トイレ用水の確保（汚物を流すための水確保：プールや河川などの水を利用する）

〈使用不可能な場合〉
□　仮設トイレの設置を、市町災害対策本部に要請
□　ゴミの処理
□　屋外にゴミ集積場を設置（清掃車の出入りしやすい場所）
□　ゴミの分別徹底
□　救援物資の受け入れと配給の手伝い
□　救援物資の受け入れ（物資の種類と在庫数の把握）
□　配給の手伝いは、災害時要援護者を優先、平等に実施

5　避難所運営組織づくり等への支援

□　運営本部長、副本部長の選出助言
□　生活の基本ルールを決めるように助言
□　飲酒・喫煙の禁止
□　火気使用の制限
□　ペットの居室部分への持込禁止、飼育者による管理の徹底
□　情報交換会議を毎日、定時に実施するよう運営組織と連携・対応
□　情報掲示板を準備し、連絡事項・広報事項を明示

避難者来校時は、まずグラウンド等に誘導し、開放区域に誘導します。（開放区域以外には入室させないよう留意）

発災後、電気･ガス・水道は供給停止になり、復旧に時間がかかることが予想され、施設設備等の利用が制約を受ける場合があります。
生活用水を有効に利用するため、使用したトイレットペーパーはゴミ袋に捨てるなどの工夫した対応が必要です。

6　避難者名簿づくりへの支援

□　避難所運営本部と協力した避難者名簿の作成（氏名、性別、年齢、住所、家族構成）

避難者の把握と外部からの問い合わせに対応するため、早急に名簿を作成する必要があります。